

**低所得の高齢者向け給付金
(年金生活者等支援臨時福祉給付金)**

所得の少ない65歳以上の人を対象に国から給付金が支給されます。対象の可能性のある人に申請書を送付済み。

- ◆**対象**
平成28年度中に65歳以上になる人で次の全てに該当する人
◇平成27年1月1日付けで本市の住民基本台帳に記録がある
◇平成27年度の市民税非課税(市民税課税者の扶養親族や生活保護受給者を除く)

- ◆**支給額** 1人30,000円(1回限り)
- ◆**申し込み方法** 送付した申請書で。8月31日必着。
※審査により支給されない場合あり。

▶詳しくは、福祉企画課(☎66・1011)へ。

「サロン de すとれっち」利用団体を募集

町内・老人クラブなどで体操に取り組む団体へ運動指導員を派遣しています。今までに、約100団体1,000人を超える高齢者に利用され、筋力低下予防のほか、人と人がつながる地域づくりにも役立ちます。
▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1012)へ。



40歳以上の国保加入者は特定健康診査の受診を

40～74歳の国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施(対象者に受診券を送付済み)。受診時には必ず受診券と保険証、問診票を持参してください。

- ◆**日時・場所** ◇6月～7月は、市内の医療機関(医療機関への申し込みが必要) ◇8月末～12月は、保健センターなどで集団検診を実施(実施日のみ)
- ▶詳しくは、健康づくり課(☎65・1065)か保険医療課(☎66・1106)へ。

75歳の後期高齢者に歯科健康診査

今年4月1日以降に75歳になる後期高齢者を対象に市内の協力歯科医療機関で歯科健診(一般歯科診査、嚥下機能評価、歯科保健指導)を実施。対象者には随時受診票を送付。
※健診当日の治療は含まれません。歯科治療中は受診不可
▶詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

福祉タクシー利用券の申請を

在宅の重度腎臓機能障害者が、通院のために利用するタクシー料金の一部を助成。

- ◆**対象者** 次の条件をすべて満たす人
◇在宅の腎臓機能障害者で身体障害者手帳1級を所持
◇人工透析療法を受け通院している
◇自動車税・軽自動車税の減免を受けていない
◇同一世帯の所得税の合算額が一定基準以下

- ◆**助成額** 年間24,000円分
※年度途中の場合1か月当たり2,000円分を交付

◆**申請方法** 6月10日(金)までに身体障害者手帳と印鑑を持参し障害福祉・国民年金課(☎66・1033)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

児童手当の現況届の提出を

現在、児童手当を受けている人が、平成28年6月分以降の児童手当を受けるには、現況届(対象者へは郵送)を6月30日(木)までに子ども支援課へ提出してください(郵送可。公務員は勤務先で)。提出がないと6月分以降の手当てが支給されません。

《子どもが生まれた人、転入した人へ》

子どもが生まれた人や舞鶴市に転入した人が翌月以降の児童手当を受給するには、転入・生まれた日の翌日から15日以内の申請が必要です。
▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

福祉医療費受給者証(ひとり親家庭医療)の申請

現在お使いの福祉医療費受給者証(ひとり親家庭医療)は7月末が有効期限。6月30日(木)までに継続の申請を(該当者には通知済み)。
▶詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

**平成25年台風18号の被災者住宅再建を支援
(再建経費の一部を補助)**

- 【**対象**】市内の住宅に居住し被害を受けた人で、市内で住宅を建替・購入・補修・賃借し、引き続き居住する人
- 【**対象経費**】被災した住宅に代わる住宅の新築・購入・補修費用や賃借にかかる費用、被災した住宅の補修費用など
- 【**補助金額**】対象経費の3分の1

被災区分	再建等の方法		
	新築・購入	補修	賃借
大規模半壊	100万円	60万円	40万円
半壊	150万円	-	-
一部破損・床上浸水	50万円	-	-

【**その他**】申請は9月30日(金)、工事完了報告は10月31日(月)まで。今年が最終受け付けとなります。
▶詳しくは、住宅・営繕課(☎66・1050)へ。

狩猟免許取得・猟銃の購入をサポート

野生鳥獣による農林業被害の減少を図るため、捕獲に必要な「狩猟免許」の取得費用や猟銃等購入費用などの一部を補助します。

- ◆**対象免許** わな猟免許・第一種銃猟免許・第二種銃猟免許
- ◆**補助対象経費**
◇狩猟免許の受験手数料
◇狩猟免許試験受験事前講習会の受講費用(テキスト代を含む)

- ◇京都府へ納める狩猟者登録申請手数料および狩猟税(免許取得年度のみ)
- ◇猟銃、銃保管設備購入費
- ◆**補助率** 補助対象経費の3分の2(補助要件あり)
- ◆**事前に連絡を** 補助対象にならない場合がありますので免許申請、銃所持許可申請の前には必ず農林課まで問い合わせを。
▶詳しくは、農林課(☎66・1030)へ。

**介護保険
保険料の決定と制度の改正**

- ◆**65歳以上の人の平成28年度介護保険料が決定**
納入通知書を6月中旬に発送。支払い方法は次のとおり。
◇**老齢・退職年金などが年額18万円以上**…公的年金から引き落とし
◇**老齢・退職年金などが年額18万円未満の人**、平成28年度中に65歳になる人や本市に転入した人など…口座振替か納付書払い

◆**第三者行為による届け出が必要になりました**
交通事故などの第三者行為が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化して、介護サービスを利用する場合は届け出を。

- ◆**食費・住居費の負担軽減要件の見直し**
介護保険施設やショートステイを利用する場合の食費・住居費の負担軽減に、8月から利用者負担段階の判定に非課税年金(遺族年金と障害年金)収入が追加。
▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1013)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

**国民健康保険
納入通知書の発送と保険料率の決定、平成30年度から資産割を廃止**

国民健康保険の納入通知書を発送

- 納入通知書を6月中旬に発送。支払い方法は次のとおり。
◇**口座振替**…納期ごとに登録した口座から引き落とし
◇**特別徴収**…公的年金から引き落とし
◇**自主納付**…納付書(納入通知書に添付)でコンビニや市役所窓口、市内の金融機関などで納期までに納付
- 《**納入には口座振替を**》
今年度から、納入は原則口座振替となりました。市役所本庁か西支所でも登録可。
※キャッシュカードが必要。利用できない金融機関あり

平成28年度国民健康保険の保険料率が決定

平成28年度の保険料率が下表のとおり決定しました。国の基準に合わせて、医療分と支援分の限度額が各20,000円の引き上げ。40～64歳の人にかかる介護分を含んだ保険料では、前年度より1人当たり年間平均1,180円を引き上げる必要がありましたが、基金を充てることで据え置きとしました。

【平成28年度料率】

区分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.03%	2.93%	2.63%
資産割	11.20%	5.10%	5.40%
均等割	18,600円	8,100円	8,900円
平等割	20,500円	9,000円	7,300円
限度額	54万円	19万円	16万円

(参考)【平成27年度料率】

区分	医療分	支援分	介護分
所得割	6.36%	2.90%	2.53%
資産割	22.50%	10.30%	10.90%
均等割	18,200円	8,300円	8,900円
平等割	20,300円	9,400円	7,300円
限度額	52万円	17万円	16万円

市・府民税の納税通知書を発送

平成28年度市・府民税の納税通知書を6月中旬に発送。支払い方法などは次のとおり。

- ◆**65歳以上の人の年金所得にかかる市・府民税**
公的年金からの引き落とし
- ◆**年金以外の所得にかかる市・府民税**
給与からの引き落としか口座振替、納付書払い

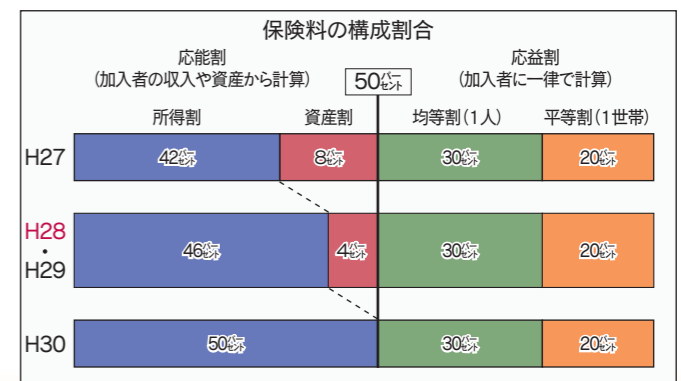
◆**納付場所**
◇市指定金融機関窓口 ◇近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局
◇全国のコンビニエンスストア

- ※納付書での納付の際は、期別を確認し納期までに納付を
- ◆**税務課の時間外窓口を開設しています**
6月と7月の水曜日に市役所本庁税務課の時間外窓口を19時まで開設。課税証明書・所得証明書の交付を行います。
▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

平成30年度から資産割を廃止 ～28年度から段階的に実施～

保険料の算定方法のうち、固定資産額から算定する資産割が、所得のない人の負担になっていることなどから、資産割を平成30年度に廃止します。これにより、保険料は、所得割(所得から算定)と均等割、平等割で算定されることとなります。資産割分を所得割分へ移行するため、所得・資産・加入状況などに変動がない場合でも保険料が変わることがあります。ご理解をお願いします。

なお、廃止までの28年度と29年度は、資産割額を27年度の半分の割合で計算し、急激な保険料の変化を抑制します。



▶詳しくは、保険医療課(☎66・1003)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。